

# 変更届の手引き

## 1 変更届の提出について

札幌市の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」といいます。）の登録内容のうち「3 変更事項及び添付書類」（P.4～6）の項目に変更があった場合は、速やかに変更届出し、必要な書類を提出してください。

## 2 申請方法及び申請の流れ

変更届出は、下記の要領で、入札参加資格申請システム（以下「申請システム」といいます。）の入口から行い、必要な書類を提出してください。

### 《申請の流れ》

#### (1) 「3 変更事項及び添付書類」（P.4～6）を確認し、必要な添付書類を揃える

変更事項に対応する添付書類を確認し、準備してください。添付書類は、申請書入力後に速やかに提出してください。

#### (2) 申請内容を入力し、送信する

入力可能時間：9時から17時まで（土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

- ◆ 札幌市役所トップページ「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」－「入札参加資格の登録内容変更届」（以下「変更届のページ」といいます。）の「入札参加資格申請システムのページ」を開き、「入札参加資格申請システム」のボタンをクリックし、「ID」と「パスワード」を使ってログインし、マイページの「変更届出」を選択すると、「変更届出申請」画面に遷移します。  
（経常共同企業体（工事）の場合は経常共同企業体の「ID」と「パスワード」を使ってログインし、「変更届出（経常共同企業体）」を選択してください。）
- ◆ 申請画面に表示されている注意事項や、下記の注意事項を確認のうえ入力し、送信してください。
- ◆ システムの操作方法については、変更届のページの「入札参加資格申請システムのページ」－「操作マニュアル」のページから「変更届」のマニュアルをダウンロードし、お読みになってください。
- ◆ ID・パスワードをお忘れの方は、「入札参加資格申請システムのページ」の「ID・パスワードをお忘れの方へ」を参照し、ID・パスワードの確認を行ってください。

（変更届のページ）

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/8\\_henko.html](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/8_henko.html)

（入札参加資格申請システムのページ）

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/1\\_system.html](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/1_system.html)

（操作マニュアルのページ）

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/94\\_manyual.html](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/94_manyual.html)

## 申請における注意事項

### 【所在地】

- ・「札幌市」以外については、都道府県名から入力してください。
- ・条、丁目を入力してください。また、番地等は「-」（全角マイナス）でつなげてください。
- ・数字は全角の算用数字を使用してください。（郵便番号検索で住所を表示した場合、条の前の数字が漢数字で表示されますが、算用数字に修正してください）

(例)	{	(正)	北1条西2丁目1-2
		(誤)	北1西2-1-2
		(誤)	北1条西2丁目1番地2
		(誤)	北二条西2丁目1-2

### 【メールアドレス】

- ・会社等の代表メールアドレスや、担当者のメールアドレスでもかまいません。なお、電子入札システムを利用されている方は、別途電子入札システムのメールアドレスについても変更手続き（利用者登録メニューから）が必要です。

### 【受任者情報】

- ・新たに受任者を設定する場合や、委任区分を変更する場合は、次の委任区分により設定してください。なお、**工事登録の場合は、支店等が申請工種に必要な建設業許可の届出を行っている場合に限り支店等への委任が可能です。**

#### 《委任区分》

- ア 委任しない……………イ・ウ・エ以外の方（契約・受領を代表者が行う場合）
- イ 契約・受領を委任する……資格の登録有効期間を通じて支店長等に入札・見積、契約（全部委任）の締結、代金の請求・受領等の権限を**すべて**委任する場合
- ウ 契約のみを委任する……………資格の登録有効期間を通じて支店長等に入札・見積、契約（一部委任）の締結の権限のみを委任する場合
- エ 受領のみを委任する……………資格の登録有効期間を通じて支店長等に代金の請求・受領（一部委任）の権限のみを委任する場合

- (注) 1 「代金の請求」と「代金の受領」を分けて委任することはできません。  
2 契約に関する権限と代金の請求・受領の権限をそれぞれ別の者に委任することはできません。  
3 委任者と受任者を同一人物とすることは原則できません。

※ イ又はウを選択する場合のみ、「商号又は名称」以下を入力してください。

※ イ又はエを選択する場合は、受任者の口座が必要です。受任者名義の口座がない場合は、会計管理課（011-211-2142）にお問い合わせください。

- ・「物品・役務」と「工事・建設関連サービス・道路維持除雪」の両方に登録があり、かつ、両方の登録に同じ受任者を設定している方が受任者を変更する場合は、申請画面の2ページ「変更届出（物品・役務）」と3ページ「変更届出（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）」の両方に変更内容を入力してください。
- ・支店所在地は、上記【所在地】と同様の方法で入力してください。

### 【登録業種の辞退】

- ・変更届により、登録している**業種の全て**を削除（参加資格登録の辞退）することはできません。参加資格登録の辞退をご希望の場合は、下記ページから辞退届をダウンロードし、提出してください。

（「合併等の届出、入札参加資格の辞退届出」のページ）

札幌市役所ホームページ「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」－「合併等の届出、入札参加資格の辞退届出」

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/90\\_gappei.html](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/90_gappei.html)

### 【許可・登録等の変更】

- ・一般サービス業の許可・登録等、コンサルタント等登録及び建設業許可については、登録内容に変更があった場合のみ申請が必要です。既に登録済みの許可・登録等について、期間満了等に伴う更新手続きを行った場合には、変更の申請は必要ありません。

### 【口座等の変更】

- ・入札参加資格の変更がなく、本市への登録口座の金融機関名や口座番号等のみが変更になる場合、**電子申請は不要です。**会計管理課（電話 011-211-2142）へ「振込先金融機関変更届」を直接ご提出ください。（様式は、変更届のページの「3各種様式」からダウンロード可能です。）

## (3) 添付書類を提出する

- ◆ 申請入力後、速やかに書類を提出してください。
- ◆ 書類を提出するときは、「添付書類一覧表」（指定様式）を併せて提出し、また、申請システムの「仮受付完了」画面の「宛先／添付書類」から出力した宛先ラベルを封筒に貼付してください。（宛先ラベルを出力できなかった場合、再出力はできませんので、封筒に仮受付番号を手書きして提出してください。）
  - ※ 添付書類のうち、札幌市の指定様式については、変更届のページの「3各種様式」からダウンロードしてお使いください。
- ◆ 添付書類の到着についてのお問い合わせには対応できない場合がありますので、必要に応じて、配達証明等の記録が残る方法で提出してください。
- ◆ 本市に、添付書類が届き、内容を確認した日をもって当該事項の変更があったものとして取り扱います。**書類提出日前に遡って変更を適用することはできません。**
- ◆ 書類は、申請書送信日から5開庁日以内に届くように提出してください。

【書類の提出先】〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階  
札幌市財政局管財部契約管理課調整係

### 書類提出における注意事項

#### 【使用印鑑（契約等の際使用する印鑑）】

- ◆ 単に使用印鑑を改印した場合のほか、下記の項目の変更に伴い、使用印鑑の変更が生じた場合も、使用印鑑変更届の提出が必要になります。**使用印鑑変更届の押印欄（新）に押印する印鑑については、P.7の注意事項もご覧ください。**
  - ・商号又は名称
  - ・代表者の氏名又は役職名
  - ・商号又は名称（受任者）
  - ・受任者の氏名又は役職名
  - ・委任区分の変更（受任者の設定、解任）

## (4) 受理等の確認

### <受理された場合>

- ◆ 変更届が受理されたときは、登録している基本情報のメールアドレスに受理した旨のメッセージを送信します。（アドレス変更の手続きをした際は新旧両方のアドレスあて）  
なお、**変更届に対し、認定通知書の発行はありません。**また、商号又は名称、代表者氏名等に変更があった場合も認定通知書の内容は変更されません。

### <入力内容又は添付書類に不備・不足があった場合>

- ◆ 入力内容又は添付書類に不備がある場合は、電話等により連絡いたします。
- ◆ 不足書類等を提出する際は、「(3) 添付書類を提出する」と同じ要領で提出して下さい。

### 3 変更事項及び添付書類

#### (1) 単体登録者

<共通>

変 更 事 項	添 付 書 類
<本店情報>	
1 商号又は名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（履歴事項又は現在事項全部証明書で、<b>変更の履歴が確認できるもの</b>）。コピー可。発行後3か月以内のもの）※両面コピーも可（個人の場合は不要）</li> <li>・印鑑が変わる場合は使用印鑑変更届（指定様式）も必要</li> </ul>
2 商号又は名称（フリガナ）	不要
3 代表者役職名	不要 （印鑑が変わる場合は使用印鑑変更届（指定様式））
4 代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（履歴事項又は現在事項全部証明書で、<b>変更の履歴が確認できるもの</b>）。コピー可。発行後3か月以内のもの）※両面コピーも可</li> <li>・個人の場合は戸籍抄本等。コピー可。</li> <li>・印鑑が変わる場合は使用印鑑変更届（指定様式）も必要</li> </ul>
5 本店所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（履歴事項又は現在事項全部証明書で、<b>変更の履歴が確認できるもの</b>）。コピー可。発行後3か月以内のもの）※両面コピーも可</li> <li>注1）住居表示等による変更の場合は、当該変更にかかる証明書でも結構です。</li> <li>注2）<b>工事に登録している方で、登記上の所在地と建設業許可上の主たる営業所の所在地が異なる場合は、建設業許可の変更届出書のコピーを提出して下さい。</b> この場合、登記事項証明書は提出不要です。</li> <li>注3）ビル名等、登記事項に記載の無い部分のみの変更の場合、添付書類は不要です。</li> <li>・個人の場合は添付書類不要</li> </ul>
6 電話番号	不要
7 F A X 番号	不要
8 メールアドレス	不要
9 使用印鑑 ※契約等の際に使用する印鑑です。	使用印鑑変更届（指定様式）

変 更 事 項	添 付 書 類																															
＜受任者（支店等）情報＞																																
10 委任区分	<p>下表を参考に、変更後の委任区分に応じた書類を提出して下さい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="4">変更後委任区分</th> </tr> <tr> <th>委任しない</th> <th>契約受領</th> <th>契約のみ</th> <th>受領のみ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="4">変更前委任区分</th> <th>委任しない</th> <td></td> <td>委・印・口</td> <td>委・印</td> <td>委・口</td> </tr> <tr> <th>契約受領</th> <td>印・口</td> <td></td> <td>委・口</td> <td>委・印</td> </tr> <tr> <th>契約のみ</th> <td>印</td> <td>委・口</td> <td></td> <td>委・印・口</td> </tr> <tr> <th>受領のみ</th> <td>口</td> <td>委・印</td> <td>委・印・口</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（凡例）いずれも指定様式です。            委～委任状            印～使用印鑑変更届            口～口座振替依頼書兼振込先金融機関変更届</p> <p>注）工事の登録に関して新たに契約権限を委任する場合は、委任先の営業する建設業許可業種が確認できる「建設業許可申請書別紙二（営業所一覧表）」又は「変更届出書」のコピーも必要。</p>			変更後委任区分				委任しない	契約受領	契約のみ	受領のみ	変更前委任区分	委任しない		委・印・口	委・印	委・口	契約受領	印・口		委・口	委・印	契約のみ	印	委・口		委・印・口	受領のみ	口	委・印	委・印・口	
				変更後委任区分																												
		委任しない	契約受領	契約のみ	受領のみ																											
変更前委任区分	委任しない		委・印・口	委・印	委・口																											
	契約受領	印・口		委・口	委・印																											
	契約のみ	印	委・口		委・印・口																											
	受領のみ	口	委・印	委・印・口																												
11 商号又は名称（受任者）	<p>①印鑑が変わる場合、使用印鑑変更届（指定様式）            ②工事の登録に関して契約権限の委任先の支店等を変更する場合、<u>委任先の営業する建設業許可業種が確認できる「建設業許可申請書別紙二（営業所一覧表）」又は「変更届出書」のコピー</u></p> <p>上記2点のいずれにも当てはまらない場合は添付書類不要</p>																															
12 商号又は名称（受任者）（フリガナ）	不要																															
13 受任者（支店長等）役職名	不要 （印鑑が変わる場合は使用印鑑変更届（指定様式））																															
14 受任者（支店長等）氏名	・委任状（指定様式）																															
15 受任者（支店等）の所在地	不要																															
16 電話番号（支店等）	不要																															
17 F A X 番号（支店等）	不要																															

※委任区分が「受領のみ委任」の場合

11～16の内容に変更があった場合は、電子申請は不要です。札幌市会計室会計管理課へ下記の書類をご提出ください。

11, 13, 15 の変更⇒口座振替依頼書兼振込先金融機関変更届及び委任状

14 の変更⇒委任状

12, 16 の変更⇒口座振替依頼書兼振込先金融機関変更届

17 の変更については、届け出る必要はありません。（会計管理課 011-211-2142）

<物品・役務>

変更事項	添付書類
1 見積依頼用メールアドレス	不要
2 中分類の一部辞退 小分類又は取扱品目の辞退	不要
3 小分類の追加	・ <b>登記事項証明書</b> （履歴事項又は現在事項全部証明書。コピー可。発行後3か月以内のもの）又は許可、登録の証明書等のコピー 注）資格要件（P.8、資料1）の定めがある小分類の場合、許可、登録の証明書等のコピーは必須
4 取扱品目の追加	不要
5 許可、登録等（一般サービス業）の変更	許可、登録の証明書等のコピー 注）資格要件（P.8、資料）に定められている項目のみ

※ 許可、登録等（一般サービス業）について、内容の変更がなく、許可期間のみ更新した場合は届出不要です。

<工事・建設関連サービス・道路維持除雪>

変更事項	添付書類
1 見積依頼用メールアドレス	不要
2 中分類の一部辞退	不要
3 建設業許可（本店・委任先）の変更（工事）	<b>建設業許可通知書又は証明書</b> （コピー） 注）委任先の許可の変更の場合は、営業する建設業許可業種が確認できる建設業許可の「変更届出書」のコピー
4 建設業許可の変更（ <b>道路維持除雪</b> ）	建設業許可通知書又は証明書（コピー）
5 コンサルタント等登録状況（ <b>建設関連サービス業</b> ）の変更	不要

※ 建設業許可について、許可業種の変更がなく、許可期間の更新、**知事許可⇔大臣許可の変更、許可番号の変更のみの場合は届出不要**です。

※ コンサルタント等登録状況（建設関連サービス業）について、内容の変更がなく、許可期間のみ更新した場合は届出不要です。

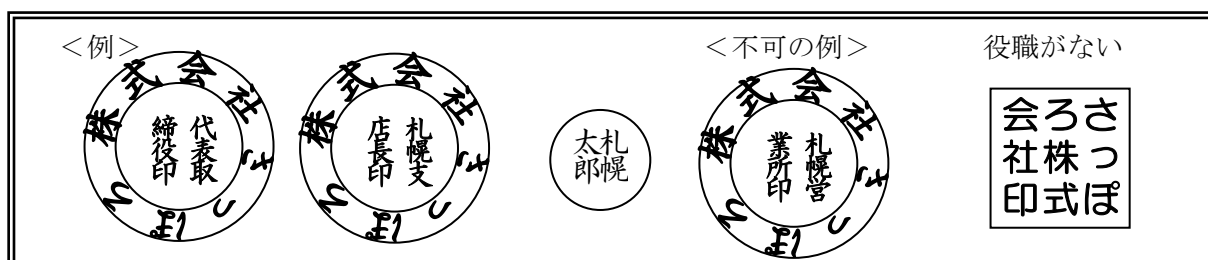
(2) 経常共同企業体（工事）登録者

変更事項	添付書類
1 経常共同企業体の名称	不要
2 メールアドレス	不要
3 中分類の一部辞退 （※ 建設業の一部廃業等、やむを得ない場合以外は辞退できません。）	状況により異なります。詳細は契約管理課までお問い合わせください。

※ **各構成員の登録内容（代表者氏名、所在地等）の変更については、単体の登録についてのみ**手続きしていただければ結構です。

※使用印鑑についての注意事項

- (1) 使用印鑑は、社印(社判、角印)等、個人を特定できない印鑑は原則使用できません。  
**役職名の入った印鑑又は代表者(受任者)の個人名の入った印鑑**としてください。



- (2) 下表を参照し、同じ記号のところは、同じ印鑑を使って作成してください。

電子申請	委任状			使用印鑑変更届(又は直近に提出した使用印鑑届出書)
	委任区分	委任者印	受任者印	使用印鑑
委任しない				◇
契約受領委任	全部	◇	●	●
契約のみ委任	一部(①)	◇	●	●
受領のみ委任	一部(②)	◇	●	◇

◇：本店代表者の印鑑 ●：支店長等受任者の印鑑

※ 使用印鑑変更届(又は直近に提出された使用印鑑届出書)の右上「参加資格者(本店)」の印は、代表者印となりますが、他の印鑑と同一でなくても構いません。

#### 4 その他

- (1) 合併、事業(営業)譲渡(相続による営業の承継を含む。)、又は会社分割が行われた場合等の事由に該当することとなった場合、解散又は廃業することとなった場合は、手続きが異なりますので速やかに申し出願います。なお、合併等により、商号又は名称が変更となる場合は、変更届の電子申請は行わないでください。

準備していただく書類等は、札幌市役所ホームページの「観光・産業・ビジネス」－「入札・契約」－「入札参加資格情報」－「合併等の届出、入札参加資格の辞退届出」をご覧ください。

(「合併等の届出、入札参加資格の辞退届出」のページ)

[https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/90\\_gappei.html](https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/90_gappei.html)

- (2) 電子入札システムでICカードを利用している場合

「商号又は名称」、「代表者又は受任者(支店長等)のうち利用者登録している者」に変更が生じた場合は、新たにICカードを購入する必要があります。

(電子入札コアシステム開発コンソーシアム「ICカード購入お問い合わせ先一覧」のページ)

<https://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/inadvance/agencylist.html>

#### 5 問い合わせについて

●問い合わせ及び書類提出先

札幌市財政局管財部契約管理課調整係

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011-211-2152

FAX 011-218-5146

## ＜ 資 格 要 件 ＞

### ○ 資格が必要な申請業種と資格の内容について

申請業種に対応する必要な資格等を有していることが要件となります。

大分類	中 分 類		必 要 な 資 格 等
	小 分 類		
卸小売業	21 電力業		<p>電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に定める<b>小売電気事業者</b>である者。</p> <p>※<u>同法第 2 条の 4 第 2 項の規定による経済産業大臣通知の写し</u>または<u>資源エネルギー庁が公表している登録小売電気事業者一覧の該当ページ</u>を提出してください。</p>
一般サービス業	14 警備業		<p>ア 北海道内に本社を有する者 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条により、北海道公安委員会の<b>警備業の認定</b>を受けている者。 ※<u>ウェブサイトへ掲載した標識の該当ページ（ウェブサイトで標識をファイルで掲載している場合は、該当ページと標識の写しの両方）</u>を提出してください。 ※標識をウェブサイトへ掲載していない場合は、<u>営業所に掲示している標識の写しの余白にその理由（常時使用する従業員の数が 5 人以下またはウェブサイトを有していない）</u>を記載したものを提出してください。</p> <p>イ 北海道外に本社を有する者 都府県の公安委員会の認定を受けている者で、同第 9 条に基づき北海道公安委員会に<b>営業所設置等届出書</b>を提出している者。 ※<u>上記ア※と同様のもの及び営業所設置等届出書の写し</u>を提出してください。</p>
	(2) 機械警備業		<p>警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 40 条に基づき北海道公安委員会に<b>機械警備業務開始届出書</b>を提出している者。 ※<u>機械警備業務開始届出書の写し</u>を提出してください。</p>
	15 建物設備等保守管理業		
	(3) 消防設備保守点検業		<p>札幌市火災予防条例（昭和 48 年条例第 34 号）第 69 条及び札幌市火災予防規則（昭和 48 年規則第 64 号）第 16 条第 15 号に規定する<b>消防設備業届出書</b>を消防長へ届け出ている者。 ※<u>消防設備業届出書の写し</u>を提出してください。</p>
	20 除雪サービス業		
(1) 排雪運搬業		<p>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条に基づく<b>一般貨物自動車運送事業許可</b>を受けている者。（<u>協同組合等の場合は、組合又は組合員のうち 1 人以上が一般貨物自動車運送事業許可を受けていること。</u>） ※<u>一般貨物自動車運送事業許可書の写し</u>を提出してください。 （<u>協同組合等の場合は、組合又は組合員（1 者）の許可書の写しを提出してください。</u>）</p>	

21 公園街路樹等管理 業	
(1) 公園街路樹等管理 業	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づく許可のうち、 <b>造園工事業の建設業許可</b> を受けている者。 ※ <b>建設業許可通知書の写し</b> を提出してください。